

【サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数一覧

		訪問系サービス 居宅介護支援 その他 ※1	通所系サービス ※2	短期入所・ 多機能・複合型 サービス ※3	居住系サービス ※4	施設系サービス ※5	備考
委員会	身体拘束適正化検討委員会	定めなし	定めなし	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えないが、委員会の開催に当たっては、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録すること。
	虐待防止検討委員会	定期的	定期的	定期的	定期的	定期的	
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	
	事故防止検討委員会	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	定期的	
	生産性向上委員会	定めなし	定めなし	定期的	定期的	定期的	
研修 ※6	身体拘束適正化研修	定めなし	定めなし	年2回以上	年2回以上 +新規採用時	年2回以上 +新規採用時	研修の実施内容については記録することが必要
	虐待防止研修	年1回以上 +新規採用時	年1回以上 +新規採用時	年1回以上 +新規採用時	年2回以上 +新規採用時	年2回以上 +新規採用時	研修の実施内容については記録することが必要
	感染対策研修	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年2回以上 +新規採用時	年2回以上 +新規採用時	研修の実施内容については記録することが必要
	BCP研修	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年1回以上 +新規採用時は別に実施することが望ましい	年2回以上 +新規採用時	年2回以上 +新規採用時	・感染症BCPの研修は感染対策研修と一体的に実施可 ・研修の実施内容については記録することが必要
	事故防止研修	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし	年2回以上 +新規採用時	
訓練	感染対策訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	感染症BCPの訓練は感染対策訓練と、災害BCPの訓練は非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可
	BCP訓練	年1回以上	年1回以上	年1回以上	年2回以上	年2回以上	

※1…訪問介護（総合事業含む）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

\* 居宅療養管理指導に係る虐待防止委員会、虐待防止研修、BCP研修及びBCP訓練は、令和9年3月31日までは努力義務

\* 居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援に係る感染対策委員会は、事業所の従業者が1名であって、感染症予防のための指針が整備されている場合は、開催しないことも差し支えない。

※2…通所介護、地域密着型通所介護（総合事業含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

※3…短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

\* 生産性向上委員会は、令和9年3月31日までは努力義務（令和9年度から義務化）

\* 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、身体拘束適正化委員会及び身体拘束適正化研修に関する定めなし。

※4…（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

\* 生産性向上委員会は、令和9年3月31日までは努力義務（令和9年度から義務化）

※5…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

\* 生産性向上委員会は、令和9年3月31日までは努力義務（令和9年度から義務化）

※6…他の研修と一体的に実施する場合であっても、それぞれの内容について研修したことが分かるように記録すること。また、上記研修以外にも、取得している加算の要件として実施が求められている研修（看取りに関する研修、入浴介助に関する研修など）については、計画的に実施すること。